

筑西広域市町村圏事務組合職員懲戒審査委員会規則

平成 14 年 12 月 4 日

規則第 6 号

改正 平成15年 5 月 7 日規則第 9 号 平成19年10月 1 日規則第10号
平成23年 3 月25日規則第 4 号 平成25年 3 月19日規則第 2 号
平成31年 3 月12日規則第 5 号 令和 2 年 3 月31日規則第 3 号

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分を行う場合において、当該懲戒処分の要否及び区分等を審査し、当該懲戒処分の公正を図るため、筑西広域市町村圏事務組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、筑西広域市町村圏事務組合の職員（以下「職員」という。）に対する次の各号に掲げる処分事案について審査する。

- (1) 法第 29 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分
- (2) 前号に準ずる処分

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、事務局次長、事務局総務課長、事務局企画財政課長、県西総合公園管理事務所長、環境センター所長、環境センター基幹改良等推進室長、筑西遊湯館館長、きぬ聖苑場長、消防本部次長及び消防本部総務課長の職にある者を充てる。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、消防本部課長の職にある者を臨時に委員に充てることができる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、事務局次長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に出席することはできない。ただし、委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

(事情聴取)

第 6 条 委員会は、審査をするときは、事案に関係のある職員の所属長の出席を求め、当該事案について事情を聴取し、意見を徴さなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する所属長以外の職員及び関係者の出席を求め、当該事案について事情を聴取することができる。

(報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審査が終了したときは、その結果を速やかに任命権者及び管理者（管理者が任命権者の場合を除く。）に報告しなければならない。

2 任命権者は、処分の公正を図るため、前項の報告を尊重し裁定を下すものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局総務課が処理する。ただし、消防職員に係る事案については、消防本部総務課で処理するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年12月5日から施行する。

附 則 (平成15年5月7日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。